



# 資料編

# 1 旭川市都市計画マスタープラン改定の経過

## 旭川市都市計画マスタープラン改定の経過

会議等	開催日	議題等
旭川市都市計画マスタープラン調整会議(第1回)	平成28年2月19日	調整会議の設置について、都市計画マスタープランの見直しについて
各地域まちづくり推進協議会	平成28年8月30日 ～平成28年10月6日	地域別構想に関するアンケート及び意見交換
旭川市都市計画審議会	平成28年9月9日	都市計画マスタープラン全体構想素案について
旭川市都市計画マスタープラン調整会議(第2回)	平成28年9月12日	都市計画マスタープラン全体構想事務局案について
旭川市都市計画マスタープラン調整会議(第3回)	平成28年10月12日	都市計画マスタープラン改定素案事務局案について
旭川市都市計画審議会	平成28年10月24日	都市計画マスタープラン改定素案について
意見提出手続 (意見総数 8名, 18件)	平成28年11月8日 ～平成28年12月7日	都市計画マスタープラン改定案について
旭川市都市計画マスタープラン(改定案)に関する説明会 (参加者総数 38名)	平成28年11月8日 (神楽公民館)	改定案説明会
	平成28年11月10日 (東旭川公民館)	
	平成28年11月11日 (神居公民館)	
	平成28年11月14日 (末広公民館)	
	平成28年11月15日 (市民文化会館)	
	平成28年11月17日 (永山公民館)	
旭川市都市計画マスタープラン調整会議(第4回)	平成29年1月12日	都市計画マスタープラン改定案について
旭川市都市計画審議会	平成29年1月30日	都市計画マスタープラン改定案について

## 2 用語の解説

### 〈ア行〉

#### 旭川市景観づくり基本計画：

旭川市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるために、旭川市景観条例に基づいて定められた計画。

#### 旭川圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）：

北海道が、旭川圏（旭川市・鷹栖町・東神楽町）の都市計画区域を対象に、将来の姿を展望し、土地利用、都市施設などの決定方針として策定した方針。

#### 旭川市駐車場整備計画：

駐車場整備地区における良好な駐車環境の整備を図り、将来にわたり円滑な道路交通を確保していくため、駐車場整備に関する基本方針や施策を定めた計画。

#### 旭川市駐輪場基本計画：

旭川市中心部において放置自転車の解消や自転車利用の利便性向上を目指すために策定した、駐輪対策などに関する基本計画。

#### 旭川市バリアフリー基本構想：

まちづくりの目標と少子高齢化などの社会背景、バリアフリー新法の目的を踏まえ、各種関連計画との整合を図りながら「だれもが安全に、安心して活動できるまち」を基本理念として策定。

#### 運動公園：

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

#### 沿道サービス施設：

道路利用者の利便性を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所などの施設。

### 〈カ行〉

#### 街区公園：

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

#### 開発行為：

主に、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

#### 上川中部圏地方拠点都市地域基本計画：

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町を対象区域に、地方の自立的成長の促進と国土の均衡ある発展をめざすための施策の体系を示したもの。

#### 上川中部定住自立圏形成協定：

中心市宣言を行った旭川市と、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて定める協定。

#### 買物公園：

正式名称は「平和通買物公園」。JR旭川駅前から8条通に至るまでの約1kmに渡る歩行者天国で、通りには、街路樹、ベンチ、彫刻などが設置されている。また、四季を通じてさまざまなイベントの場にもなっている。

#### 北彩都あさひかわ：

JR旭川駅周辺地区で進められた鉄道高架事業・土地区画整理事業などのプロジェクトの総称。現在では、再開発が行われた地区全体の愛称にもなっている。

#### 北の住まいるタウン：

誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域づくりを目指し、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」の取組を一体的に展開し、安全・安心、暮らしの質向上、コミュニティの再生や、地域産業振興、雇用創出などにつなげ、北海道の人口減少問題の克服に寄与するまちづくりに取り組む市町村や地域のこと。

## 【資料編】

### 旧陸軍第七師団：

明治 34 年に旧陸軍の第七師団司令部が札幌から鷹栖村字近文に移転され、その後、旭川の発展に大きな影響を与えた。太平洋戦争の終戦と同時に第七師団は解体された。

### 緊急用河川敷道路：

大規模な災害の発生時に備えて、緊急時の避難路や物資輸送路の確保のために河川敷に作られた道路のこと

### 銀座通：

旭川市宮下通から 5 条通 14・15 丁目にある通りで、昭和 53 年に旭川で 2 番目の歩行者天国となり、平成 13 年にはリニューアルオープンした。

### 近隣公園：

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。

### グリーンツーリズム：

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### グリーンベルト：

農地や河川、放水路、樹林地などを活かした緑の帯のこと。

### 景観協定：

一定の区域に住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、地域の状況に応じて、自ら建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化などについてのルールを決め、景観に関する協定を締結することができる制度。

### 景観計画区域：

旭川市景観づくり基本計画に定めた「まち並みづくり」を進めるため、市域全域を景観計画の対象とし、特に規模の大きなものについて景観に配慮する区域。

### 景観計画重点区域：

景観計画区域のうち、その地域の特性に応じたきめ細やかな景観づくりを進める必要がある区域であり、現在は「北彩都あさひかわ地区」を指定している。

### 高次の都市機能：

居住、工業、商業、行政、文化、教育、交通などの人間社会を構成する主要な機能に対して、都市圏を越え、広域的に質の高いサービスを提供する機能。

### 交通結節機能：

人や物などの輸送で、複数の交通手段の接続が行われる場所。

### 購買率：

訪問者のうち、実際に何人が購入するかを指標で示したもの。『購買率＝購入者数÷訪問者数』。

## 〈サ行〉

### 市街化区域：

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべきとして区分された区域。

### 市街化調整区域：

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべきとして区分された区域。

### 市街地開発事業：

一定の広がりのある地域を面的に開発する事業のこと。建物や施設を単体で建築するだけではなく、総合的な計画に基づいて、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行う。土地区画整理や市街地再開発など、8つの事業が都市計画法で定められており、さらに各事業に根拠法がある。

### 市街地再開発事業：

都市計画法と都市再開発法の規定にしたがって行う市街地開発事業で、既存の老朽化した建物などが密集している地域で、高層建築物に建て替えするなどして環境の改善を図る事業。公開空地などの整備が伴い、組合や公的セクターなどが担う。

### 準防火地域：

都市計画法に基づく地域地区の一つ。火災を防止するために厳しい建築制限が行われる地域。

**消流雪用水：**

雪国で冬季に、道路上の積雪の処理などのために使われる水。例えば、大きな川から中小河川へ水を引き、投げられた雪を流せるようにすること。

**新・北海道総合計画：**

平成20年から今後おおむね10年間の道政の基本的な方向を総合的に示すもので、道民と道がともに考え、ともに行動するための指針。

**新耐震基準：**

建築基準法において、昭和56年に定められた耐震基準のこと。新基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれた。

**スマートコミュニティ：**

環境への配慮と都市生活の快適さを両立させ、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまちのこと。

**生活利便施設：**

住宅周辺にある、生活に必要な施設のこと。例えば、商店街、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、銀行、郵便局など。

**総合公園：**

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

〈夕行〉**第8次旭川市総合計画：**

旭川市基本構想に示された、目指すべき都市像を具体化するための取組の方向を体系的に示した行政運営の基本となる計画。平成39年度を目標年次としている。

**多自然川づくり：**

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川の整備や管理を行うこと。

**地域高規格道路：**

高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港などの広域交流拠点との連携等に資する路線における規格の高い道路のこと。

**地区計画：**

都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

**地区公園：**

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

**地図情報システム：**

地理的位置を基に、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

**長期優良住宅：**

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。

**低・未利用地：**

適正に有効利用されることが望ましい土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場などが挙げられる。

**低炭素型都市構造：**

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が抑制された都市構造。

**デマンド型交通：**

利用者の要求に応じて、運行する輸送サービス。

**特別用途地区：**

用途地域内において指定する地域地区の一種で、地域的な特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区。

### 特別緑地保全地区：

都市緑地法に基づき、良好な都市環境を確保するために必要な自然的環境を保全するため、都市計画区域内に指定する地区。

### 都市計画区域：

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として都道府県が指定するもの。

### 都市再生特別措置法：

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上をはかるために制定された法律。

### 都市施設：

道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院などの医療福祉施設、火葬場など、団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など、都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のこと。

### 土砂災害警戒区域：

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難体制を特に整えるべき区域。

### 都心環状道路：

都市計画道路である神居旭山通、大雪通、西神楽線で構成される都心内での環状道路の呼称。

### 土地利用：

土地の状態や用途などの利用状況のこと。何らかの利益を得るため、区画された土地を保有又は利用すること。

### 屯田兵：

明治時代に北海道の警備と開拓を行うために導入された制度。有事の際には兵士として働き、平時には開墾や農業を行った。旭川では、東旭川地域と永山地域に配置された。

### 〈ナ行〉

#### 2 環状8放射道路：

環状1号線である「内環状道路」や東鷹栖東旭川通などで構成する「外環状道路」と、旭川の中心部から8方向で放射状に伸びている主要幹線道路を含めた、旭川圏の骨格となる道路網の呼称。

#### 2 高速1連携道路：

北海道縦貫自動車道と旭川紋別自動車道の高速道路と、旭川東神楽道路の連携道路で、旭川圏の骨格となる道路網の呼称。

#### 農業集落排水事業：

農村の生活環境や農業の生産環境の向上を目的に、農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。

### 〈ハ行〉

#### バリアフリー：

高齢者や障害をもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活するために障壁（バリア）となるものをとり除くこと。

#### BRT（高速輸送システムバス）：

物理的に隔離された専用走行路を走行し、高い頻度で高速サービスを実現するバス交通システム。

#### 風致公園：

都市公園法に基づく都市公園の一種で、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園。

#### 風致地区：

都市計画法に基づき、自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持・育成するために定める地区。

#### 防火地域：

都市計画法に基づく地域地区の一つ。火災を防止するため特に厳しい建築制限が行われる地域。

#### ポケットパーク：

「ベストポケットパーク」の略で、洋服のチャッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものである。

**保全：**

施設等が完成してから取り壊されるまでの間、性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持しつづけること。

**北方型住宅：**

北国の気候や風土に適した性能を有する住宅のこと。

〈ヤ行〉**優良建築物等整備事業：**

市街地の環境改善，良好な市街地住宅の供給などの促進を図るもので，法定手続によらずに国の制度要綱に基づく事業。公共空地確保や，土地利用の共同化，高度化などに寄与する優れた建築物などの整備に対して，一定の整備補助が行われる。

**優良田園住宅：**

農山村地域，都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で，敷地面積，階数，建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合の基準を満たすもの。

**優良農地：**

集団的にある農地や，農業水利施設の整備等を行ったことよって生産性が向上した農地など，良好な営農条件を備えた農地。

**ユニバーサルデザイン：**

障害の有無にかかわらず，すべての人にとって使いやすいように利用できる施設・製品・情報の設計をいう。

**用途地域：**

都市機能の維持増進，住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため，都市計画法に基づき，住居，商業，工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので，第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

〈ラ行〉**立地適正化計画：**

都市再生特別措置法に基づき，都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて，居住機能や都市機能などの誘導により，コンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとするもの。

**緑地保全地域：**

良好な自然環境の形成に必要な地域を保全するため，都市計画で定められる地域。

**ロードサイド型店舗：**

都市郊外の主要幹線沿いに立地し，広い駐車場を確保することにより，自家用車での集客を行う商業施設のこと。

# 旭川市都市計画マスタープラン

持続可能で安心快適なまちづくり

平成 29 年 2 月改定

発行：旭川市地域振興部都市計画課  
〒070-8525  
旭川市 6 条通 10 丁目第三庁舎  
TEL (0166) 25-9704 (直通)